

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第41号

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員) 第12条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した <u>もの</u> でなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) 略 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4及び5 略	(職員) 第12条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した <u>者</u> でなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) 略 4及び5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。